

# 教育臨床問題としてのいじめとその対策

Bullying as clinical education problem and it's measures

柳 沼 良 太

Ryota Yaginuma

## はじめに

いじめ問題は古今東西に共通する教育病理現象であるが、1980年代以降の我が国のいじめは質的に根本的な変容を遂げている。いじめ問題が検討される際に、「いじめは昔からあった」「社会に出てからもいじめはある」「いじめられる方にも問題がある」などと指摘しながら、いじめ問題を矮小化したり、加害者や被害者の子どもの性格特性や成育環境に起因させたりする風潮もある。しかし、今日のいじめは、昔ほど単純な構造では起こっていないため、問題状況の把握やその対策も容易ではなく、その対応が遅れたり不適切だったりすれば、不登校や少年非行さらには殺傷・自殺事件に発展するほど根深く深刻なものである。

こうしたいじめ問題を根本的に理解し、具体的に有効な解決策を模索するためには、その歴史的な変遷を辿り、時期ごとにいじめの構造を分析した上で、その原因と傾向を検討し具体的な対策を立てる必要がある。

### (1) 管理教育といじめ問題

従来から学校でのいじめと言えば、一般的には、力が強くて乱暴な子どもが軟弱でおとなしく善良な子どもに対して一方的かつ継続的に暴力をふるうという単純な構図で理解されることが多かった。つまり、ガキ大将タイプの子どものほかの一般的な子どもたちを暴力的に従わせる構図であるため、いじめの子（加害者）といじめられる子（被害者）を明確に分けることができた。こうしたいじめの構造では、いじめの標的にされやすい子どもとして、例えば、病気や虚弱体質の子ども、転校生、外国籍の子ども、障害のある子どもなどが挙げられる。実際に、1979年9月には埼玉県上福岡市で中学1年生（林賢一君）が在日朝鮮人三世であることを理由にいじめられ、遺書に3人の同級生の名前を記し「いじめられて生きていくのが嫌になった」と書き残して飛び降り自殺した。1984年1月には静岡県で中学2年生が同級生から「身体障害者」などと言われていじめられ、中学校内で首吊り自殺した。こうしたいじめは、強者が弱者を快楽的欲望あるいは権力欲によって攻撃するもので、弱者を不当かつ一方的に攻撃するという形式であるため、比較的にいじめとして認知しやすい傾向にある。

昨今のいじめ問題で対応が難しいのは、こうした一般的ないじめだけでなく、目に見えにくい陰湿で複雑ないじめが蔓延してきたためである。まず、近代の管理教育における「見えにくいいじめ」としては、学校で逸脱行為をする子どもに対して、他の子どもたちから加えられる「同調圧力的ないじめ」が挙げられる。実際に集団で暴力が加えられることもあるが、「仲間外れ」や「無視（シカト）」のように精神的な苦痛を与える場合もある。例えば、1979年1月には東京都足立区で2年生男子が「教室に行っても友達がいらない」と遺書を残して自殺をした。1985年1月に茨城県水戸市で中学2年の女子生徒が他の女子生徒6人からいじめられ、「うそをつけてごめんね」という遺書を残して自宅前で自殺した。この種のないじめは、集団の規範から逸脱する特殊な子どもに対して、一般の子どもたちから加えられる同調圧力が強まることで生じるため、一種の社会的制裁あるいは教育的配慮として行われることがある。そこでは、集団の規律や規範を乱す自己中心的な子どもが、教師からも子どもも集団からも疎まれ攻撃の対象とされるのである。ここで留意すべき点は、いじめが集団の規律・規範を乱す子

どもを懲らしめるために生じており、そこにある種の正当性や必要性が認められてきたことである。こうした逸脱者への懲罰として同調圧力をかけ合ういじめによって、子ども同士の結束をより強めていくことになる。こうした子ども集団における同調圧力は、集団主義的な学級運営の手段として有効利用されることもあるため、学校や学級でも半ば容認され推奨されることさえあった。

こうした同調圧力的ないじめが蔓延する背景には、画一性や同一性に馴らされた子どもにとって、個性や主体性を発揮する逸脱者が許せないという集団心理が働いている。一般に子どもは、本来は自らの欲望に従って個性的かつ主体的に自由な行動をしたいのだが、それを自らには容認できず、画一的で型にはまった行動をしてしまう。こうした子どもにおける抑圧されて苛立つ情動の矛先が、平気で個性的かつ主体的に生きている子どもへと投影され、その子どもに対する過酷ないじめとなって現れるのである。これは、子どもの自己憎悪が他者憎悪に転化しているとも言える。

こうしたいじめの構造や心理状態を理解できない教師が、ただ生徒指導や道徳教育してみても根本的な解決にもならないことは明らかである。それはパラノ的な子どもの性向が、同調圧力的ないじめと深く関連しており、それが不登校や校内暴力の一因となる場合も少なくないからである。こうした教育病理現象を克服するためには、子どもに既存の規範や秩序に押し付けるだけでなく、エディプス学校のパラノ的指導体制そのものを見直す必要がある。

また、いじめ問題では子ども間に権力ネットワークがあることにも注目する必要がある。子ども同士の人間関係のあるところでは、常に圧力をかけ合うネットワークが存在し、そこでは何かのきっかけで「いじめられるべき子」「いじめてもいい子」が偶発的に表れてしまうことがある。教師がどんなにいじめ防止を指導しても、子どもの集団には無秩序な暴力的欲望が潜在的にあるため、そのガス抜きとして攻撃しやすい特定の子どものスケープゴートにされてしまうのである。子ども集団の集結した暴力的欲望は、かつてのように教師や親に代表される権力者だけでなく、より弱い子どもに向けられ、いじめが自然発生していると考えられる。こうしたいじめ問題に対応するためには、子ども同士の権力関係に着目しなければならない。この点を考察するために、フーコー(M.Foucault)の権力論を取り上げてみたい。フーコーによれば、権力とは「無数の力関係であり、それらが行使される領域に内在的で、かつそれらの組織の構成要素であるようなものである。(中略)権力はあらゆる瞬間に、あらゆる地点で、というかむしろ1つの点から他の点への関係のあるところなら、どこにでも発生する」<sup>(1)</sup>。このように権力は至る所にあるとするフーコーの権力論から見れば、当然ながら、子ども社会でも大人社会と同様に複雑な権力関係が存在するのである。子どもは常に子ども同士の人間関係の中の権力ネットワークを敏感に感じ取り、心身の安全を守るために自己の力に合わせた価値観や行動規範を身に付けていくことになる。というのも、友達間で弱みを見せたり不義理なことをしたり空気を読めなかったりすると、格好のいじめのターゲットとされてしまうからである。こうして子どもは、学校で真理を探求するよりも周囲の空気を読むことに敏感にならざるを得ないのである。

こうした目に見えない偶発的ないじめが蔓延してくると、どの子どもでも自分がいじめの被害者になることから逃れることはできなくなり不安にならざるを得ない。従来のいじめは、迷惑行為や逸脱行為や目立つ行為など何らかの理由があって生じたため、子どもの側でもいじめられないように細心の注意を払って対策を練ることができた。しかし、昨今ではいじめられる理由がなくても偶発的ないじめの被害者になる可能性があるため、絶えず不安や緊張を感じ続けることになるのである。

このように今日のいじめ問題をポストモダンの鍵概念として注目されたホモ・サケルに関連づけて考えてみよう。アガンベン(G.Agamben)によれば、ホモ・サケル(homo sacer)とは、本来「聖なる人間」という意味で、古代のローマ法の例外規定の内のあった者を指しており、「殺害可能かつ犠牲化不可能な生」<sup>(2)</sup>である。このように人間的意味を剥奪されて、例外の状態におかれた「剥き出しの生」としてホモ・サケルを描き出し、特に強制収容所に入れられた状態に注目している。これをいじめに関して言えば、前述したように、いじめの標的にされやすい子ども(例えば、虚弱体質や病

弱な子ども、障害のある子ども、外国籍の子ども、転校生など）がいることも確かである。この議論をふまえ、ジジェク (S. Žižek) は今日の社会では潜在的に誰もがホモ・サケルになり得ることを指摘し、我々の中の誰でもよい誰かがホモ・サケルとして社会から偶発的に排除されることを想定したのである<sup>3)</sup>。日本でも1995年に阪神・淡路大震災と地下鉄サリン事件が続いて起きた時、どんなに安全・安心と思われる環境の下でも、不意に偶発的な事件や事故に巻き込まれてしまい、誰もがこうしたホモ・サケルという例外的存在になりうるということが意識され、不気味な不安感に包まれたことがあった。これと同じような論理で、今日のいじめはいつどこで誰がどのように巻き込まれても不思議ではなくなっている。具体的に「友達に迷惑をかけた」とか「目立つ行為をした」などの理由がなくても、学校でいじめの被害に遭う確率は決して低くないのである。それだからこそ、子どもは絶えず不安な心理状況で偶発的に生じるいじめに対処することになる。各種のいじめアンケートで8割前後の子どもが「いじめを受けたことがある」と答えているのも、こうした偶発的に生じるいじめに敏感になっている証拠であろう。

こうした学校の状況において、子どもは自らの個性や差異を認めてくれる自由で多様な教育方針を求めつつも、子ども間で偶発的に生じるいじめに不安や恐怖を抱き、できるだけ安心・安全を確保するために危機管理型の教育体制をも求めるようになってきたのである。

## (2) いじめ事件の変遷

80年代に教育現場でのいじめが社会問題化したのは、いじめ自殺事件が次々と起きたからである。子どもが自らの尊い生命を投げ出して訴えるほどの過酷ないじめが学校内で起きていたにもかかわらず、学校側ではそれに十分な対応ができない事実が白日の下にさらされることになったのである。子どものいじめ苦自殺は戦前から報告されているが、1980年代から多発期が繰り返し現れるようになる。いじめ自殺多発期としては、1984年から86年にかけての第1期、94年の第2期、2005年から06年にかけての第3期に分けることができる。以下にそれぞれの時期におけるいじめ事件とその特徴を見ていきたい。

### 第1期

まず第1期は、1984年から86年にかけて小中高で起きている。当時のいじめ自殺事件を報道等で発表された範囲では、84年が2件、85年が14件、86年が2件である。いわゆる「いじめ」という言葉が今日的な意味で社会的に定着してきたのも、この84年頃からである。このように教育現場でのいじめ自殺問題が続出して社会問題化していくことになった。

第1期においてマスコミ報道で社会的に注目されたのは、86年2月に東京都中野区の中野富士見中学校で当時2年生の鹿川裕史君がいじめで自殺した事件である<sup>4)</sup>。中学2年の1学期から裕史君は不良グループから「使い走り (パシリ)」として菓子やジュースや煙草を買いに行かされ、仲間同士のプロレスごっこを偽装した暴力やリンチを日常的に加えられ、「何をしてもいい」存在と見られていたと言う。さらに「葬式ごっこ」と称して「死者への別れの言葉」を書いた色紙が出回り、担任教師の他4人の教師もそれに寄せ書きをし、花や線香まで供えられた。この「葬式ごっこ」はお昼の人気番組「笑っていいとも」の「安産コーナー」をヒントにして生死を逆にしたものであり、「ドッキリだから」という軽いノリで教師たちをも巻き込んで集団いじめを行っていたのである。裕史君はこの色紙を見て「何だ～これ～」と言って苦笑いしていたと言うが、この頃を境に次第に学校を休みがちになり、その後、父親の故郷である岩手県盛岡へ行って、駅ビルの地下トイレで首吊り自殺した。

こうしたいじめは加害者グループだけでなく、「葬式ごっこ」に象徴されるようにクラス全体で軽いノリで行われているため、被害を受けている生徒個人の力だけで問題状況を打破することは極めて困難になる。こうした緊迫しいじめの状況がある中で、定年を数年後に控えた温和な担任教師は、いじめの事実を確認した後でも、加害グループを怖がって毅然とした生徒指導をすることもなく、年賀状では「立派な人格をもった、自己主張できる、けじめある青年に成長すること」を期待している。

教師の生徒指導よりも生徒の生活態度を問題視したのである。さらにいじめ状況が悪化すると、この担任は裕史君に転校を勧めている。というのも、裕史君の前に別の男子生徒がいじめられていて、その生徒は転校することで問題を解消したからである。この当時のいじめ対策では、加害生徒に毅然とした生徒指導（例えば出席停止や転校）を行うよりも、被害者に教育相談やカウンセリングを行ったり転校を勧めたりするのが一般的な措置であった。ただ、裕史君は転校先の中学校でも加害グループに喧嘩の使いに行かされ、暴行を受けた経験があったため、その中学校へ転校することを頑なに拒否している。たしかに転校する以外にも学校以外の場に逃げることが自己防衛の手段としてあったわけだが、あえて遺書を書いて自殺することでいじめがあったことを世に知らしめ、加害者や学校関係者に猛烈な抗議をすることを選んだのである。

また、このいじめ自殺事件がマスコミで流され、また同年4月にはアイドル歌手の岡田有希子が飛び降り自殺した事件もあり、報道による被暗示性の非常に強い子どもたちが連鎖的に自殺したことも注目されている。いじめで苦悩する子どもは潜在的に多いが、マスコミの作り出す自殺報道（一種のバーチャル・リアリティ）に誘発されて模倣自殺に至ったケースが少なくないことも、この時期以降の特徴である。

こうしたいじめ自殺事件に対応すべく文部省（当時）はいじめの実態調査に本格的に取り組むことになり、85年6月に文部省に設置された「児童生徒の問題行動に関する検討会議」が「緊急提言—いじめの解決のためのアピール—」を発表し、10月には臨時教育審議会の会長も「いじめ問題に関する会長談話」を発表している。この85年に文部省はいじめを以下のように定義した。「自分よりも弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする」。こうした定義によっていじめは明確化されたが、抽象的で曖昧な表現に止まっている。例えば、「自分より弱いものに対して一方的に」という場合、少しでも反撃すると単なる「喧嘩」の扱いにされることがある。また、「継続的」と言う場合、「1回限りのいじめ」や「断続的ないじめ」がこの範疇から外れることになる。「相手が深刻な苦痛を感じているもの」という場合、どれくらい被害者が深刻な苦痛を感じたのか分かりにくいところがある。さらに、「学校としてその事実を確認しているもの」と言った場合でも、教師が見て見ぬふりをしたり、被害者・加害者の子どもが事実を否定したりすれば、この定義から外れることになる。つまり、この定義では頑強な子どもが虚弱な子どもを一方的かつ継続的に攻撃するタイプの単純で分かりやすい「弱者いじめ」の構図だけを想定しているため、前述したような当時の多種多様ないじめの実態を見過ごすことになったとも言えるのである。

同じ85年に警視庁では以下のようにいじめを定義している。「単独又は複数で、単独又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、仲間はずれ、無視等の心理的圧迫を反復継続して行うことにより、苦痛を与えること」。この定義はいじめの具体的な行動を明示している点で文部省の定義よりも分かりやすいが、こうした具体的な行動以外をいじめの範疇から外すことになり、曖昧さが残されている。

## 第2期

いじめ自殺事件の多発する第2期は、1993年から96年にかけて起きている（93年が6件、94年が9件、95年8件、96年が5件）。1990年代に起きたいじめ自殺事件の中でもマスコミ等で特に注目されたのは、1994年11月に起きた大河内清輝君のいじめ自殺事件である。このいじめ自殺事件は、1980年代に起きた鹿川君のケースとは異なり、90年代のいじめを象徴する事件であるため、以下に少し詳しく取り上げることしたい。

愛知県西尾市立東部中学校で当時2年生だった清輝君は1994年に自殺する1年前から加害者グループ数人に殴る蹴るなどの暴行を受けた上に、多額の現金を繰り返し要求され、総額114万円200円もの

大金を恐喝され、それを苦に遺書を残して自宅裏で首を吊って自殺した。この事件の特徴を2点に分けて検討したい。

まず第1の特徴としては、現実的に114万円以上の大金を恐喝され、それが原因で自殺した点である。清輝君の遺書によると、暴力によるいじめには何とか耐え抜いたが、恐喝された金額が114万円以上にもなり、もうそれ以上は親に迷惑をかけられないために自殺を決意したとある。この事件で学校側は初め教育委員会に「突然死」と届け出ており、「いじめの事実は出てこなかった」と報告していた。しかし、清輝君の遺書が見つかり、警察もこの自殺を学校内の単なるいじめとして片づけず、恐喝を伴う「少年犯罪」として本格的な捜査に乗り出すことになり、西尾市教育委員会が再調査することでいじめの実態が発覚し、11人の生徒が告発され、その中の主犯となる4人の生徒が恐喝の容疑で少年院に送られ、5人の教師が処分されることになった。従来のいじめ自殺事件であれば、「冗談だった」「遊びだった」と言い逃れることもできるが、自殺に追い込む恐喝事件であれば否定しがたいことになる。

第2特徴としては、清輝君の場合、加害グループを責めるのではなく、被害を受けた彼自身が謝罪していることである。遺書には「僕からお金をとっていた人たちを責めないで下さい。僕が素直に差し出してしまったからいけないのです」とまで記している。これは素直で従順な性格に育てられたからとも言えるが、度重なるいじめによって諦念の心を持たされたからとも言えるし、加害者生徒たちに対する思いやりの念をもっていただけからとも言える。この事件の後、彼の両親は鹿川君の事件のように県や市や加害者に対して訴訟を起こすよう促されているが、一切の訴訟を起こしていない。これは清輝君が加害者生徒を責めないでほしいと遺書に記しているからとも解釈できるが、両親の側には「もう静かにしておいてほしい」という諦念があったようである。このように被害者とその家族が悲惨な現実を静かに受け入れて耐え忍ぶ様子が印象的な事件であった。

このいじめ自殺事件が11月にマスコミでも大々的に取り上げられることで、いじめに苦しむ中高生が次々と模倣して自殺する事態に至った。12月には同じ愛知県岡崎市の中学校で1年の男子生徒がいじめを苦に自殺し、福島県石川町の中学校でも3年の男子生徒が自殺している。この連鎖的な自殺事件が起こる前の94年7月から9月にかけては、いじめ自殺をテーマとするTBSドラマ「人間・失格〜たとえばぼくが死んだら」が放映されていたことも注目される。バーチャル・リアリティに慣れ親しんだ子どもたちは、こうしたマスコミ報道やテレビドラマから影響を受けやすく、いじめ自殺を誘発された可能性が高いことも考えられるようになった。

こうしたいじめ自殺事件を受けて、当時の村山富市首相は「いじめを根絶するくらいの気持ちで取り組まねばならない」と発言し、1994年12月には「いじめ対策緊急会議」が「いじめ対策緊急会議アピール」を発表した。ここでは、「いじめがあるのではないかとの問題意識を持って、全ての学校において、直ちに学校を挙げて総点検を行うとともに、実情を把握し、適切な対応をとること」と呼びかけている。つまり、いじめはどの学校でも起こり得ることを前提として、積極的で広範囲な危機管理をすることが求められたのである。また、同アピールでは「学校、家庭、社会は、社会で許されない行為は子どもでも許されないとの強い認識に立って子どもに臨むべきであり、子どももその自覚を持つこと」、「学校は自らの責任を深く自覚するとともに、学校だけで解決できない場合もあるので、地域社会や関係行政機関との連携・協力を求めること」なども呼びかけている。このアピールでは、学校が危機意識を持つ必要性、いじめへの厳しい対応、学校・家庭・地域社会の連携を指摘している点で優れているが、具体的にどのように対処すべきかまでは踏み込んで提言していないところに課題が残った。

1994年に文部省（当時）はいじめの定義を変更することになった。そこでは「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」とし、それまでの文言の一部「学校としてその事実（関係児

童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの」を削除している。いじめの定義にある「身体的・心理的な攻撃」や「深刻な苦痛」が曖昧であるため、学校側はこの定義を逆手にとって学校管理者や加害者に有利な解釈をする傾向があり、いじめの存在をなかなか認めないことが多かった。そこで、文部省は85年の定義にある「学校としてその事実を確認しているもの」という文言を削除し、94年の定義では「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童生徒の立場に立って行う」と付け加え、いじめの被害者の立場を最大限に尊重する方針を明確に打ち出したのである。また、文科省が毎年実施している「問題行動等の調査」でも、いじめの定義から「学校としてその事実を確認しているもの」の文言を削除して調査することで発生件数が一時的に跳ね上がることになった。96年7月には児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議の報告で「いじめの問題に関する総合的な取組について」で以下の5点を基本認識として提示している。第一に、「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。第二に、いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。第三に、いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること、第四に、いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。第五に、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。こうしたいじめ問題や少年犯罪<sup>5)</sup>に対する本格的な取り組みによっていじめ発生件数は次第に減少傾向を辿って行った。

### 第3期

第3のいじめ自殺多発期は2005年から2006年にかけて起きている。この時期には第1期の鹿川君事件や第2期の大河内君事件のように時代を象徴する事件は見出せないため、いくつかの事例を具体的に取り上げてみたい。

まず2005年9月9日に北海道滝川市立江部乙小学校で6年生の女兒が多数の児童に性的魅力がないと中傷されるいじめを苦にして自殺を図り、2006年1月6日に死亡した事件が起きた。この事件で滝川市教育委員会は聞き取り調査を行い、女兒の遺書がありながらも「いじめはない」と結論したことで問題になり、学校側や教育委員会側の組織的な隠蔽が社会的に非難を受けることになった。また、2006年10月11日には福岡県筑前町立三輪中学校の2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺する事件が起こる。中学1年時からいじめを受け担任の男性教諭に相談したが、その教諭もいじめに加担していた。学校側は、初めいじめの事実を否定していたが、後の調査でいじめを認めることになった。2006年10月23日には岐阜県瑞浪市の中学校で2年生の女子生徒がバスケットボールのクラブ活動などでいじめを受け、加害者の女子生徒4人の名前を遺書に書き残して自殺した事件が起こる。少女の親が自殺の数日前にいじめについて学校に相談していたが、事件後の記者会見で校長は「いじめはなかった」と説明し、後の学校側の再調査で校長はいじめがあったことを認めるが、その後に前言を撤回することになった。2006年11月14日には新潟県神林村の中学校の2年生の男子生徒がズボンで脱がされるいじめを受け自殺している。この事件では遺書はなかったが、加害生徒や多数の同級生がいじめ行為を認め、校長もその事実関係を認めたが、「ズボンを下ろされたことを断定的にいじめと結論付けるのは控えない」と述べている。この他にも、いじめ自殺事件は各地で起きていたが、この頃から模倣自殺を防ぐためマスコミ報道を自粛する傾向が強まった。

こうした第3期のいじめ自殺事件に対して2006年10月19日には初等中等教育局長通知として「いじめの問題への取組の徹底について」が出され、同日に都道府県・指定都市担当課長緊急会議配布資料として「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」が示された。11月17日には伊吹文明文科相が「文部科学大臣からのお願い」として「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という認識のもとで、子どもをはじめ、保護者、教師、地域住民にいじめの撲滅を呼びかけている。ここでいじめは特別な子どもにだけ関係する問題ではなく、すべての子どもがいじめの被害者や加害者になり得るとされたのである。さらに、11月29日には安倍晋

三首相が主導した教育再生会議において「いじめ問題への緊急提言—教育関係者、国民に向けて—」として教育関係者と国民に向けて次のような緊急提言を公表している。ここでは学校が子どもに対していじめは「反社会的行為」として絶対許されないことを強調し、「社会総がかり」で早期に取り組む必要があると提言している。従来のように、被害者保護の指導を徹底し、いじめを理由とする転校も制度として認められていることを周知する方針も採るが、その一方で、いじめの加害者に対する指導を強化しているところに特徴がある。例えば、「学校は、問題を起こす子どもに対して、指導、懲戒の基準を明確にし、毅然とした対応をとる」ことを求めた。具体的には、「社会奉仕、個別指導、別室での教育などを行い、規律を確保するため校内で全教員が一致した対応をとる」としている。また、いじめの構造をふまえ、「いじめを見て見ぬふりをする者も加害者であることを徹底して指導する」として傍観者の連帯責任を明記したことも特徴となっている。さらに、学校はいじめの徹底的な調査を行い、いじめを絶対に許さない姿勢を学校全体に示すと共に、いじめがあった場合は校長、教頭、生徒指導担当教員、養護教諭などでチームを作り、学校全体で解決に当たることを求めている。さらに、教育委員会もいじめ解決のサポートチームを結成して学校を支援すると共に、いじめに関与したり放置・助長したりした教員に懲戒処分を適用することを求めた点でも特徴的である。以上では、従来のようにいじめの原因追究や問題分析にはほとんど触れずに、いじめによる結果の重大さを注視し、加害者や教員への懲罰的な意味合いが強まっているところに特徴があると言える。

こうした状況をふまえて、文科省は2007年1月に再びいじめの定義を変更することになった。そこでは「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」であり、「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させる」としている。従来はいじめの定義のように「自分より弱いものに対して一方的に」「継続的に」行われたものとする文言を取り除き、また従来は「深刻な苦痛」であったところを「精神的な苦痛」に書き換え、いじめと認知される範囲を大幅に拡大している。また、いじめられた子どもの立場を最大限に尊重することも再び強調されている。このように文科省が何度もいじめの定義をし直す必要があるのも、学校側や加害者側の解釈次第でいくらでもいじめの定義から外れてしまうためである。そこで、文科省はいじめの概念を拡張することによっていじめの被害者の立場を最大限に尊重し、いじめの加害者や学校関係者の責任を追及し、厳正な対応をしようとしたわけであるが、逆にいじめの定義が曖昧不確かになってしまった感もある。

いじめ問題の対策は多様に行われているが、注目したいのは文科省と国立教育政策研究所生徒指導研究センターが2007年2月に刊行した「いじめ問題に関する取組事例集」である。従来は一般的な対応や取組を指示するだけで終わることが多かったが、今後はこうした具体的な対応策を積み上げて共有することが必要不可欠になるだろう。また、文科省は2007年度予算に「いじめ対策費」として69億円を計上し、スクールカウンセラーの拡充や24時間365日対応の電話相談の実施を行っている。しかし、こうしたカウンセラーによるいじめ対策はいじめを受けた被害者の心のケアを行うものであることが多く、いじめの加害者や同調者や傍観者にはあまり対応できていないのが現状である。このようにいじめの被害者に対して心の痛みを和らげる対症療法的なカウンセリングを行うだけでは、いじめ問題の解決には繋がらないだろう。

アメリカの一部地域では学内の安全・安心を確保するために公立学校にスクール・ポリスを導入して、いじめの取り締まりにも対応させていた。日本では学校に警察を導入することは「子どもとの信頼関係を損ねる」として反対する向きが強く、学校内でいじめを抱え込み解決しようとしてきた。しかし、昨今では教師の手に負えないいじめも多く、学校の抱え込みが批判されるにつれ、学校の安全・安心を維持するためにやむを得ない措置として学校と警察との連携が強化されてきた。学校と警察が情報を連絡し合う「学校・警察連絡制度」が全国的に導入されており、また退職した警察官が学校の要請で子どもの問題行動への対応や巡回に当たる「スクールサポーター制度」も広まりつつある。こ

れらは外部からの不審な侵入者や子どもの暴力行為などに対する対策であるが、いじめ対策にも少なからず活用されているのが実情であろう。

### (3) いじめ事件の再検討

このように一連のいじめ事件を歴史的に振り返った上で、再検討すべき内容を以下にみていきたい。

まず、「いじめ」の定義がなかなか明確にならないことである。1980年代以降になるといじめの形態は多種多様になり、その現象に対応させるために定義を後追いで作成している状態である。例えば、力関係の曖昧ないじめ、双方向的に攻撃し合ういじめ、断続的に起こるいじめ、仲良く遊んでいるように見えるいじめ、言葉の暴力による陰湿ないじめ、ネット上で非難するいじめなどは、従来のいじめの定義には入れにくい。こうしたいじめは、いじめられる者が順番に交替したり、何かのきっかけでいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）の立場が入れ替わったりして、いじめの被害者と加害者を特定することが難しいものである。また、被害者も仕返しを恐れたり自尊心があったりして被害を教師に訴え出ないこともあるため、なかなかいじめの実態を把握し、具体的な対策を立てることができないのである。こうした実情をふまえて、今津孝次郎氏はいじめの定義を次のように提示している。「子ども同士の力関係のなかで、弱者の立場に置かれた被害者に対して優勢な立場にある加害者が、一時的または継続的・長期的に、身体的、言語的、金銭的、あるいはケータイ・ネット上などさまざまな面で有形・無形の攻撃を加え、身体的・精神的な苦痛をもたらすこと」<sup>6)</sup>。この定義ではいじめの関係者を明確に被害者と加害者と呼ぶことで立場を明らかにすると共に、具体的ないじめの構造や形態を示すことで実態を捉えやすくしている。ただし、いじめの構造にはこの他にも傍観者、観衆、仲裁者などが影響を及ぼしており、また提示されたいじめの形態に属さないものが次々と登場する可能性もある。

第二に、学校ではいじめ問題が生じた場合、被害者の子どもよりも加害者の子どもの人権や学習権を優先させる傾向が強いことも問題視されてきた。たとえ悲惨ないじめ自殺事件があっても、いじめの確たる証拠（例えば目撃者、遺書、医師の診断書など）がなければ認定されないことが多い。また、かりにいじめがあった場合でも、加害者の成育歴や家庭事情には同情すべき点があり、被害者の子どもにも問題（過失）があった点などを加味することで、将来性のある加害者の子どもをかばって免罪してしまうことも多い。こうした加害者の子どもを免責する寛容な配慮は、学校側（教育行政側）の管理者責任を免れようとする意図も見え隠れする。そして逆に、いじめを告発した被害者の子どもやその保護者とその不寛容さを責め立てられて二次被害を受けることさえある。たしかに、いじめ加害者の将来性や社会復帰を考慮することも大事であろう。

第三に、いじめ自殺事件では、被害者が遺書に加害者の実名を書き記すことで社会的制裁を与えて復讐することを目的としていることがある。実際、被害者の遺書にも加害者に対する「仕返し」や「復讐」であることを示唆する言葉が記されていることもある。この場合、加害者とその保護者が社会的非難を浴びて嫌がらせを受ける可能性があることも考慮しなければならないが、しかし加害者の子どもやその保護者をかばうあまり、被害者の子どもやその保護者への配慮や救済措置がひどく欠如し、二次被害に遭うことが少なくなかった面も否定し難いだろう。

第四に、いじめ事件に対する学校や教育委員会の対応にもいろいろ問題があったことは確かである。特に、学校の安全保持義務違反に対して十分なアカウンタビリティ（結果責任・説明責任）を果たせずにいたところがある。当時の学校側や教育委員会側の答弁では、文科省（現・文科省）のいじめの定義を逆手にとって、「一方的ではなかった」「継続的ではなかった」「被害者が深刻な苦痛を感じていなかった」「学校としてその事実を確認していなかった」「確たる証拠が見つからなかった」「加害者が否定している」と弁明して、なかなかいじめを認定しようとせず、ある意味で学校管理者の責任逃れや保身に走ったかのように見える事例も少なからずあった。こうした中で、あるいじめ自殺事件の裁判の判決文にあるように、「学校側の対応は極めて不誠実なものであり、その調査も真摯さを欠



く」と批判されても仕方ないケースがあったことは確かである。

第五に、いじめ事件に関しては、発生件数の調査にも問題があった。いじめ発生件数は、基本的に教師がいじめを認知した件数を学校単位で集計し、教育委員会に届け出るシステムであるため、その信憑性が薄い場合もある。実際のところ、いじめの報告数は都道府県によって極端に差があるものである。たとえ全児童生徒に無記名でいじめの有無を聞くアンケートを実施しても、教師や校長の管理者責任を問われないように、意図的に数値が低く見積もられることがある。例えば、ある小学校ではいじめのアンケート調査を無記名で行ったが、「いじめがある」と答えた子ども数人を担任教師が席順から特定して個別面接し、教師が重大ないじめと認めない場合はアンケートの修正を指示した例があった。実際のところ、民間の調査機関が直接子どもに無記名でいじめの有無をたずねるアンケート調査をすると、その数値は文科省の調査結果の数倍に跳ね上がることになる。また、2006年に北海道滝川市で起きたいじめ自殺事件の際に、北海道教育委員会がいじめ実態を調査しようとしたところ、北海道教職員組合の執行部がこの調査に協力しないよう各支部に要請したという報道もあった。こうした学校現場の状況が問題視され、2006年にいじめ自殺について実態調査を行ったところ、全国教育委員会事務局が1999年から2005年までの7年間でいじめ自殺がゼロだったと文科省に報告していたことも明らかになった。これほどまでに過酷ないじめが学校現場で起きながら、それらを別の理由にすり替えて処理し、いじめの実態解明を拒否したり隠蔽したりする体質が学校にあったとすれば、当然ながら社会的な批判を免れ得ないだろう。

また、文科省の「問題行動調査」を見ると、いじめの報告数が都道府県によって極端に差があることも指摘されてきた。これは学校や教育委員会が積極的にいじめを把握しようとしているかどうかで集計結果が大きく違ってくるのである。2008年度の文科省「問題行動調査」によると、児童生徒1千人あたりの報告数は最多の熊本県では32.7件である一方、最小の和歌山県では0.8件しかない。発生件数の高い都道府県では全児童生徒に無記名でいじめの有無を聞く独自のアンケートを行い、文科省の調査に反映させているが、発生件数の低い都道府県ではそうした積極的な取り組みをしていない。こうした取り組みの温度差がある以上、今後もしじめの発生件数を正確に把握することは難しいと言わざるを得ないだろう。

### (7) 教育臨床問題としてのいじめ対策

最後に、教育臨床問題としてのいじめ対策を検討してみたい。従来のいじめ対策は、いじめの問題を分析し、被害者に教育相談やカウンセリングを行う傾向が強かったが、近年では加害者に毅然たる態度で生徒指導を行い、特に警察との連携を強める傾向にある。いじめ自殺事件が現実的にある以上、学校の危機管理の見地から安全保持義務や説明責任を果たしていく必要がある。こうしたことを踏まえていじめ対策を検討してみたい。

まず、日頃からいじめの予防教育をしておくことである。日常の生徒指導において「いじめは決して許されない」ことを事前に伝えておき、その必要性を道徳教育などでじっくり考えさせるようにする。

次に、全児童生徒に無記名でいじめの有無を聞く独自のアンケートを行い、それを文科省の調査に反映させることである。一時的にいじめの認知件数は急増することになるが、実態を把握できれば、それだけ適切な対応をすることも可能になる。

第三に、いじめを把握したら、いじめの実態をできるだけ詳細に把握をすることである。その際、被害の態様、状況（時・場所・頻度等）、いじめの集団構造、いじめ発端の動機・背景を調査する。他生徒・保護者・他教師等の把握状況を明らかにしていく。こうした内容からいじめ対応チームのメンバーが指導方針・指導手順を決めて、関係者の事情聴取や情報提供の呼びかけも行うことになる。

第四に、いじめ被害者の辛く悲しい気持ちを共感的に理解すると共に、被害者を絶対に保護するという姿勢を貫く必要がある。また、被害者の保護をしてくれるような子どもに対して被害者の支援を

依頼することも考えられる。

第五に、加害者に対して個別面談で指導を行い、いじめた行為を真摯に反省させ、被害者に対する謝罪の念を持たせる必要がある。その後で関係する加害者全体に対してグループ面接を行うようにする。また、いじめを見て見ぬふりをする傍観者やいじめをはやし立てる観戦者も加害者となることを指摘し、学級全体の問題として指導する必要もある。

第六に、学校と保護者が連携を図ることである。いじめが把握されたら、被害者の保護者にそれまで把握した事実を伝え、被害者保護について具体的に協議する。また、学校の対応策について十分説明し、了承を得て実施する。ここでは学校の保護者への説明責任が問われることになる。

第七に、学級全体に対して再発防止のための指導をする必要がある。学級活動や道徳の時間を使って全体指導を行うことになる。実際に起こったいじめについての指導だけでなく、根本的に「いじめを憎む心」や「思いやりの心」を育む必要がある。「道徳の時間」ではいじめに関する資料を読んで被害者の心情を思いやるだけでなく、いじめの場面を取り上げた役割演技（ロールプレイ）、あるいは問題解決に向けたソーシャル・スキル・トレーニングやセルフ・アサーション・トレーニングを行うことも考えられる。

以上のような対策をいかに綿密に立てたとしても、子どもの個性や自主性を尊重した自由活動を行うかぎり、偶発的にいじめが生じることは十分予想される。しかし、被害者の保護と学校の安全保持を原則に危機管理体制を組織的に行うことで被害を最小限に止める対応が可能になるだろう。

#### (註)

- (1) M・フーコー、渡辺守章訳『性の歴史 I 知への意志』、新潮社、1986年、119-120頁。
- (2) G・アガンベン、高桑和巳訳『ホモ・サケル—主権権力と剥き出しの生』、以文社、2003年、17頁。
- (3) S・ジジェク、松本潤一郎・白井聡・比嘉徹徳訳、『イラク—ユートピアへの葬送』、河出書房新社、2004年、78頁。
- (4) この事件は当時の新聞・雑誌の他、以下の文献を参照した。宮川俊彦著『このままじゃ生きジゴク—鹿川裕史君（中野富士見中）死のさげび』、1986年。門野晴子著『少年は死んだ—中野・富士見中“いじめ地獄”の真実』、1986年。豊田充著『葬式ごっこ—八年後の証言』、1994年。
- (5) 2001年4月1日から改正少年法が施行されると、刑事罰の対象年齢を「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げられ、16歳以上で人命にかかわる重大犯罪の場合には原則として身柄を家裁から検察に逆送し、成人同様に刑事裁判を受けることになった。さらに、2007年11月1日の改正少年法が施行されると、少年院送致の対象年齢は「おおむね12歳以上」に引き下げられ、判断次第では11歳（小学生）でも少年院に収容される可能生が出てきた。
- (6) 今津孝次郎『いじめ問題の発生・展開と今後の課題』、黎明書房、2007年。